

川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方について

(答申)

～安全・安心で持続可能な循環型社会と低炭素社会の実現～

平成 24 年 7 月 31 日

川崎市環境審議会

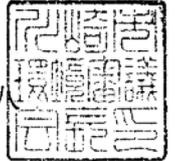


平成24年7月31日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市環境審議会

会長 進士 五十八



川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方について (答申)

平成23年11月に諮問のありました「川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方」について、当審議会では、川崎市環境基本条例施行規則第14条の3に基づき、「廃棄物部会」に付議し、その検討結果をもとに、幅広い見地から審議を行いました。

その結果、持続可能な循環型社会の構築と低炭素社会の実現に向けては、川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画を、別添により改定することが妥当であるとの結論を得ましたので答申いたします。

# 目次

1	はじめに	1
2	行動計画改定に向けて	
(1)	改定の背景	2
(2)	改定における基本的な考え方	2
(3)	改定の範囲	2
3	目標の設定	4
4	重点施策	4
(1)	最重点施策	5
(2)	重点施策	5
5	地球温暖化対策に関連する具体的施策	6
6	具体的施策	6
(1)	新たに体系に位置付けるべき具体的施策	6
(2)	統合・完了した具体的施策	6
(3)	一部名称・内容を変更した具体的施策	7
7	これまでの取組状況	7
(1)	目標の達成状況	7
(2)	具体的施策の取組状況	8
(3)	ごみ処理コスト	8
8	おわりに	9

## 付属資料

川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ3R）行動計画改定案	付-1
川崎市環境審議会・廃棄物部会審議経過	付-2
川崎市環境審議会委員名簿	付-3
川崎市環境審議会廃棄物部会委員名簿	付-4
川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方について（諮問）（写）	付-5

## 1 はじめに

平成 23 年 11 月 2 日、23 川環廃政第 436 号により市長から当審議会に対し、「川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方について」諮問がなされ、具体的な審議について、廃棄物部会に付議をした。

廃棄物部会では、4 回にわたり議論を行い、この間、廃棄物に係わる問題は、市民生活に密着しており、市民の関心も非常に高いことから、川崎市と当審議会において市民意見の募集も行い、検討を重ねてきた。

このような審議を経て、このたび、川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方について、当審議会として一応の結論を得たので、ここに答申する。

## 2 行動計画改定に向けて

### (1) 改定の背景

川崎市では、平成17年4月に「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」を策定し、その中の行動計画については、社会情勢の変化や、制度改正等へ柔軟に対応するため、平成21年4月に現在の行動計画に改定した。

その後、この行動計画に基づき3Rを基調とした様々な取組を推進した結果、ごみ量が大幅に減量するなど、概ね計画は順調に推移している。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでに経験したことが無い様々な事象から、安全性・安定性を確保した廃棄物処理体制に対する重要性は更に増している状況にある。

このような状況を踏まえ、これまでの取組状況を検証するとともに、社会状況の変化、環境施策の方向性等と整合を図りながら、基本計画の最終期として目標達成に向けた新たな行動計画へ改定を行うこととした。

### (2) 改定における基本的な考え方

行動計画の改定に当たっては、循環型社会の構築に向けた取組を基本としつつ、低炭素社会への取組、更には安全・安心な処理体制の確保など社会状況の変化に対応した計画とする。

また、基本計画の目標達成に向けて、行動計画の取組をより着実に推進するため、取組の優先順位を明らかにするなど審議にあつては、次の3つの考え方により検討を行った。

#### ア 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指した取組

計画では、廃棄物処理と密接した関係にある地球環境問題などを含む全体を視野に入れ、次の取組に向けて具体的施策を設定する。

- ①3Rを基調とした循環型社会の構築に向けた取組
- ②温室効果ガスの削減に寄与する低炭素社会の構築に向けた取組
- ③効果的・効率的な事業執行体制の構築に向けた取組

#### イ 社会状況の変化等

甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に災害時を含めたライフラインとして安全・安心な処理体制を確保するとともに、省エネルギーや創エネルギーの促進など廃棄物処理以外の役割等を踏まえながら、具体的施策を設定する。

また、平成23年3月に策定した川崎市の「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン・第3期実行計画」等の関係諸制度における事業の内容等を整理し整合を図る。

#### ウ 行動計画の進捗状況の反映

新たな行動計画における目標や具体的施策の設定等に当たっては、目標値の達成状況や具体的施策の進捗状況を踏まえ、基本計画の最終期として目標達成に向けた具体的施策を設定する。

### (3) 改定の範囲

今回の改定では、改定における視点をもとに、行動計画に係る目標や具体的施策等を見直しの範囲とし、「基本理念」、「基本方針」、「計画の期間」など、基本計画に定める事項の見直しは必要最小限の範囲に留める。

### 3 目標の設定

新たな行動計画の目標は、目標達成に向けて市民や事業者にごみの減量・リサイクルに取り組んでいただくため、取組の成果が実感できるような、わかりやすい目標を設定することとし、基本計画と同じく平成 27 年度が目標年度となるため、基本計画の目標を行動計画の目標とする。

既に平成 27 年度の基本計画の目標を達成している 1 人 1 日あたりのごみ排出量については、更なる取組の意欲を喚起するような、わかりやすい目標を設定することが必要となる。

そこで、新たな目標値として、ごみ処理の将来推計より高い目標として、ごみゼロを目指すという意味を込めて平成 22 年度と比較し、平成 27 年度までに 53.0(ごみゼロ)g を減量することとし、1 人 1 日あたりのごみ排出量 988g を目指すものとする。これにより、基本計画で平成 15 年度と比較し、平成 27 年度までに 180g を減量する目標を大きく上回る 320g の減量が達成できる。

また、地球温暖化対策との関連性の強化の視点を踏まえ、引き続き、指標として温室効果ガス削減率を設定する。

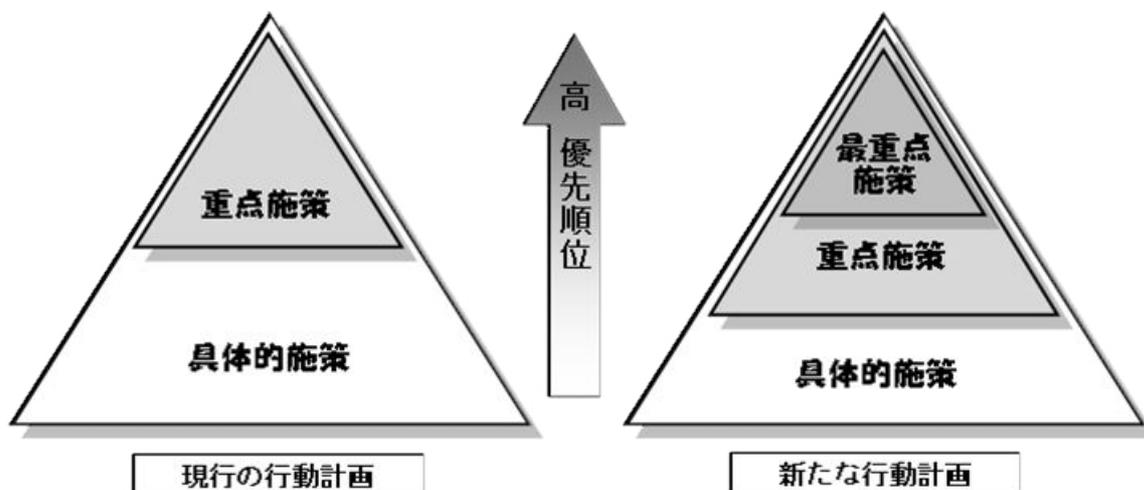
### 4 重点施策

新たな行動計画においては、具体的施策の中から重点的・優先的に取り組む施策などを改定における基本的な考え方に基づく次の視点から、引き続き、重点施策として設定する。

また、新たな行動計画は、基本計画の目標達成に向けた最終期の計画となることから、とりわけ優先順位の高い重点施策について新たに最重点施策として創設し、この 3 年間に確実に実現すべき施策の優先順位を明確化すべきである。

#### 【重点施策設定の視点】

- ① 3R を基調とした循環型社会の構築に向けて効果の大きな施策
- ② 温室効果ガスの削減に寄与する低炭素社会の構築に向けて効果の大きな施策
- ③ 効果的・効率的な事業執行体制の構築に向けて効果の大きな施策
- ④ ライフラインとして安全・安心な処理体制の確保に効果の大きな施策
- ⑤ 省エネルギーや創エネルギーの促進など廃棄物処理以外の効果の大きな施策
- ⑥ 基本計画の最終期として目標達成に向けて効果の大きな施策
- ⑦ その他、特に重点的に取り組む必要のある施策



## (1) 最重点施策

今回、創設した最重点施策には、この3年間に最優先で実施すべきものとして次の4つの具体的施策を位置づけるべきである。

- ① 3処理センター体制への移行
- ② プラスチック製容器包装の分別収集の拡大
- ③ 普通ごみの収集回数の見直し
- ④ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立

「3処理センター体制への移行」については、建替による安定的な稼動が担保できるだけでなく、建設工事や維持管理に伴う経費の削減、温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減に繋がり、導入効果が非常に高く最も重要な施策であり、基本計画においても、実現を目指していたところであるが、これまでの3Rを基調とした様々な取組を踏まえ、今回の行動計画期間内に移行することを明確に位置づけるべきである。

「プラスチック製容器包装の分別収集の拡大」や「普通ごみの収集回数の見直し」については、減量化や資源化を促進するなどの効果に加え、ごみ焼却量が37万トン以下に確実に削減することにより、「3処理センター体制への移行」が実現し、全体としてこれらの施策を連動により、基本理念である「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」の実現に向けた重要な施策となる。

「災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立」については、廃棄物処理が全市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時においても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理が実施できるよう、東日本大震災の教訓を活かしながら、安全・安心な廃棄物処理体制を確立することが重要である。

## (2) 重点施策

従来の重点施策に加え、新たに次の4つの具体的施策を位置づけるべきである。

- ① 分別排出の徹底
- ② 廃棄物減量指導員等との連携強化
- ③ 集積所周辺等の環境美化
- ④ 橋処理センターの建替

今回の行動計画では、最重点施策に「プラスチック製容器包装の分別収集の拡大」や「普通ごみの収集回数の見直し」など市民の理解と協力が不可欠な施策を位置づけ、これらを効果的かつ確実に実施するためには、普通ごみから資源物へ着実に移行することが必要であることから、「分別排出の徹底」、「廃棄物減量指導員等との連携強化」、「集積所周辺等の環境美化」などの施策を強化することが重要である。

特に、地域におけるボランティア・リーダーであり、また、市民と行政とのパイプ役となる廃棄物減量指導員については、生活環境事業所など関係機関等との連携を一層強化し、啓発・指導の徹底や情報の共有化などを図ることが重要である。

また、平成23年10月に策定した今後のごみ焼却処理施設の整備方針に基づき、「橋処理センターの

建替」を進めることが必要である。

## 5 地球温暖化対策に関連する具体的施策

今回の行動計画においても、廃棄物分野における温室効果ガスの確実な削減に寄与する施策を明らかにすることとし、従来の施策に加え、新たに次の具体的施策を位置づける。

- ① 3 処理センター体制への移行
- ② 普通ごみの収集回数の見直し
- ③ 収集車両の最適化
- ④ 普及啓発拠点の充実
- ⑤ バイオマス資源の利用の促進

## 6 具体的施策

3R を基調とした取組をさらに推進し、基本計画における目標の達成をより確実なものとするために、改定の基本的な考え方を踏まえながら、具体的施策として 53 施策を設定する。

### (1) 新たに体系に位置づけるべき具体的施策

新たな行動計画において、新たに取り組むべき施策や既に実施している施策の中で体系に明確化すべき施策など次の 10 施策を位置づける。

- ① 3 処理センター体制への移行
- ② 普通ごみの収集回数の見直し
- ③ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立
- ④ 橋処理センターの建替
- ⑤ 収集車両の最適化
- ⑥ 小型電気電子機器のリサイクル
- ⑦ 国際貢献の推進
- ⑧ バイオマス資源の利用の促進
- ⑨ 拠点回収・店頭回収の拡充
- ⑩ 普及啓発拠点の充実

### (2) 統合・完了した具体的施策

現行の行動計画の中で、既に事業が完了した施策や他の類似施策と合わせて一体的に推進した方がよい施策など次の 9 施策について整理する。

- ① 再利用品交換情報誌「エコー (echo)」の充実
- ② 店頭回収の拡大に向けた取組
- ③ 廃蛍光管リサイクルの実施
- ④ 散乱防止重点区域道路清掃事業の実施
- ⑤ 生ごみ処理機等の購入助成
- ⑥ 生ごみリサイクル講習会の開催
- ⑦ 生ごみ等リサイクルモデル事業の実施

- ⑧ ミックスペーパーの分別収集の拡大
- ⑨ ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設の建設

### (3) 一部名称・内容を変更した具体的施策

現行の行動計画の中で、施策の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、次の 19 施策について一部名称の変更や内容の修正・強化等を行う。

- ① 出前ごみスクールの充実
- ② ふれあい出張講座の充実
- ③ リユース食器やマイボトルの普及
- ④ 多様な媒体を活用した情報提供
- ⑤ 家庭のごみダイエット・チェックシートの普及
- ⑥ 廃棄物減量指導員等との連携強化
- ⑦ 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の開催
- ⑧ 集積所周辺等の環境美化
- ⑨ 製品の適正包装の推進
- ⑩ レジ袋削減に向けた取組
- ⑪ 資源集団回収事業の充実
- ⑫ プラスチック製容器包装の分別収集の拡大
- ⑬ 分別排出の徹底
- ⑭ 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進
- ⑮ 事業系資源物のリサイクルルートの拡充
- ⑯ 埋立処分量の減量化
- ⑰ 廃棄物処理施設の補修・整備
- ⑱ リサイクルパークあさおの建設
- ⑲ 計画のフォローアップ

## 7 これまでの取組状況

### (1) 目標の達成状況

具体的施策を検討するにあたり、平成 22 年度実績までの 1 人 1 日あたりごみ排出量、資源化量、ごみ焼却量など目標の達成状況や区別の排出量等を整理するとともに、平成 23 年 3 月に開始した分別収集の拡充前後における普通ごみの減量効果などを検証した。

1 人 1 日あたりのごみ排出量は、平成 22 年度の時点で既に平成 27 年度の基本計画の目標を大きく超えて達成している。

資源化量は、ごみ全体の減少傾向や長期にわたる景気の停滞等により減少傾向にあるものの、資源化率としてはほぼ横ばいの状況であり、平成 23 年度は分別収集の拡大の効果により上昇することが想定される。また、ごみ焼却量も大きく減少しており、両者ともに概ね順調に推移しているものの、基本計画の目標達成に向けては一層の取組が必要である。

特に分別収集の拡充前後において、プラスチック製容器包装の分別収集を実施している南部 3 区で

は、北部4区と比較し、普通ごみが大幅な減量となっているだけでなく、拡充した分別収集量と普通ごみ量の合計で比較しても大きく発生抑制がなされている。

さらに、ミックスペーパーの排出量も多く排出されていることから、プラスチック製容器包装の分別収集に伴う相乗効果は非常に大きいものと思われる。

## (2) 具体的施策の取組状況

平成17年度から平成22年度までの主な取組状況を具体的施策別に取りまとめた。

重点施策である出前ごみスクールやふれあい出張講座などは大幅に取組が拡大しているが、資源集団回数については、実施団体や回収頻度、回収拠点などは拡充しているものの、回収量は平成19年度をピークに減少している。

その要因としては、資源集団回収の約6割を占める新聞について、発行部数や生産量の減少などが影響していると考えられる。

## (3) ごみ処理コスト

川崎市では、これまで効果的・効率的な廃棄物処理事業の構築等に向けた取組を進め、家庭系ごみの処理経費は大幅に減少しており、品目別の処理単価についても、ごみ処理量が減少する中で、全体的に減少傾向にある。

今後も3Rを基調とした取組を推進するためには、変化に合わせて、より一層効果的・効率的な廃棄物処理事業の構築を進める必要がある。

## 8 おわりに

川崎市では、これまでの3Rを基調とした様々な取組により、計画は概ね順調に推移してきたが、昨今の廃棄物処理を取り巻く環境は、地球温暖化をはじめとする環境対策に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響などにより、エネルギー対策、防災対策など様々な方面に広がりを見せており、まちづくり全体の視点に立った重要な役割が求められている。

このような状況の中、当審議会においては、平成27年度の目標の達成を視野に入れつつ、基本計画の最終期となる3年間で、市民、事業者、行政が協働して取組むべき具体的施策や目標などを中心に検討を重ね、行動計画改定に当たっての考え方を前述のとおり整理した。

これらを踏まえ、検討結果として、計画の改定案を整理し、別に添付した。

本改定案のポイントとして、改めて次の点を強調しておきたい。

1つ目が、意欲的なごみ削減目標の設定である。

1人1日あたりのごみ排出量は、平成27年度の基本計画の目標となる1,128gを既に達成している状況であり、更なる取組の意欲を喚起するよう、市民にわかりやすくごみゼロ社会を目指す姿勢を示すため、平成22年度と比較し、53.0（ごみゼロ）g減量する新たな目標値を設定した。

これにより、基本計画で平成15年度と比較し、平成27年度までに180gを減量する現在の目標を大きく上回る320gの減量が目指すこととする。

2つ目が、社会状況の変化に対応した施策体系の見直しである。

今回の改定では、既に事業が完了した施策や他の類似施策と合わせて一体的に推進した方がよい施策など9施策について整理し、新たに取り組むべき施策や既に実施している施策の中で体系に明確化すべき施策など10施策を位置づけ、53の具体的施策を設定した。

また、18の重点施策のうち、とりわけ優先順位の高い重点施策について新たに最重点施策として創設し、この3年間に確実に実現すべき施策の優先順位を明確化している。

3つ目が、4つの最重点施策の位置づけである。

この3年間に最優先で実施すべきものとして、「3処理センター体制への移行」、「プラスチック製容器包装の分別収集の拡大」、「普通ごみの収集回数の見直し」、「災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立」の4つの具体的施策を位置づけた。

これまで川崎市では、基本計画の中で「循環型の処理システムを築く」を基本施策に掲げ、3Rを基調とした取組を推進してきたが、この最終期にあたっては、特に「プラスチック製容器包装の分別収集の拡大」や「普通ごみの収集回数の見直し」を実施し、ごみ焼却量を37万トン以下に確実に削減することにより、「3処理センター体制への移行」の実現を図ることに傾注すべきである。

なお、ごみ焼却量の削減にあたっては、有料化などの経済的手法を採用することも選択肢のひとつとして考えられるところであるが、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指し、3Rを基調とした取組を重視している現在の川崎市の廃棄物処理事業は、かつて公衆衛生の向上・生活環境の保全を特

に重視してきた経緯があることや、同規模の自治体での実施状況等を鑑みると、まずは、これらの施策を優先して取り組むべきである。

また、これらの施策をより効果的であるものにするためには、特にミックスペーパーやプラスチック製容器包装を中心とした「分別排出の徹底」や普通ごみの収集回数の見直しに向けた「集積所周辺等の環境美化」は重要な施策であり、これらの取組においては、市民の理解と協力が不可欠であることから、市民と行政とのパイプ役として大きな役割を担う「廃棄物減量指導員等との連携強化」を図り、これまで以上に市民や事業者と協働した取組を進めることが重要である。そのためには、これらの取組の目的や効果などについて、コスト面を含め、積極的に情報を提供するとともに、3R に広く関心を持ってもらうよう、わかりやすくアピールする取組も必要である。

特に、今回の行動計画の改定にあたっては、市民の御意見を参考とするため、意見募集にあたり、市政だよりをはじめ、市ホームページや公共施設等でお知らせするとともに、約 1,200 名の市民に直接、改定案について御説明させていただいた。

普通ごみの収集回数については、政令指定都市を含む全国の市町村の大多数が既に生ごみを含む可燃ごみについて週 2 日以下であり、今回、北部 4 区で「プラスチック製容器包装の分別収集の拡大」を実施し、普通ごみの大幅な減量が見込まれるとともに「集積所周辺等の環境美化」などの重点施策を盛り込んだ改定案については、十分な周知・説明及び施策の確実な実施により、御理解をいただけるものと確信している。

そのためには、今後、実施前までの広報において、「普通ごみの収集回数の見直し」による減量化・資源化の促進効果や環境負荷低減、事業経費削減に関する具体的な効果、さらに「3 処理センター体制への移行」という連動する大きな効果を明確にするとともに、懸念事項に対する回答などを含めてこれまで以上に十分に説明を行うことにより、市民の御理解、御協力を得るよう努めることが重要である。

また、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓とした「災害時における安全・安心な廃棄物処理体制を確立」に向けた取組については、地球温暖化対策の強化にも繋がる省エネルギーや創エネルギーの促進に向けた「ごみ発電事業の推進」、「バイオマス資源の利用の促進」、「収集車両の最適化」など廃棄物処理以外の役割等も重要である。

川崎市は、過去の様々な環境問題を克服し、現在では、最先端の環境技術の集積などにより環境先進都市となっていることから、これまでの過程で培った循環型社会をはじめとする、環境にやさしい都市型のまちづくりに向けた先進的な経験やノウハウを活かし、急速に発展しているアジアを中心にサステイナブル・シティの実現に向けた「国際貢献を推進」することも重要な役割である。

最後に、基本計画の最終期にあたり、市が、この答申に沿った取組を着実に実行することにより、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを実現することを期待したい。